

議案第 18 号

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用している同法の文言を整理するため、関係規定を整備する。

議案第19号

苫小牧市子ども・子育て審議会条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

苫小牧市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「第77条第1項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第20号

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第7条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、関係規定を整備する。

議案第 21 号

苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

国立大学法人法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 2 2 号

苫小牧市手数料条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 苫小牧市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表(3)の項中

戸籍の謄本又は抄本の交付	1 通につき 4 5 0 円
磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	

を

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通につき 4 5 0 円
戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項	1 件につき 4 0 0 円

に、

の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 750円
磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	

を

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき 750円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1件につき 700円

に、「又

は第126条の規定に基づく書類に記載した事項の証明書の交付」を「若しくは第126条の規定に基づく書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第

120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「1件」に改める。

第2条 苫小牧市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表(14)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表(15)の4の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表(15)の7のエネルギー消費法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項ア中「基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する」を「この項第4欄イに掲げる場合以外の」に改め、同項イ中「ロ(2)」の次に「又はイ(3)及びロ(3)」を加え、同項ウ中「基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する」を「この項第4欄エに掲げる場合以外の」に改め、同項エ中「ロ(2)」の次に「又はイ(3)及びロ(3)」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

理 由

戸籍法の改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定める等のため、関係規定を整備する。

議案第 23 号

苫小牧市ヤングケアラー支援条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市ヤングケアラー支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ヤングケアラー及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって児童の権利に関する条約に基づく児童の権利が確保されるとともに、ヤングケアラー等に気付き、見守り、及び孤立させない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助を提供する 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者

をいう。

- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内に在学する者及び市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラー等に関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

（基本理念）

第3条 ヤングケアラー等の支援は、全てのヤングケアラー等の主体性を尊重した上で、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 ヤングケアラー等の支援は、ヤングケアラーが家族その他の身近な人への世話その他の援助を優先させることによりその後の人生にも影響が残り続けるおそれがあることに鑑み、児童の最善の利益が尊重され、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、家族や身近な人との助け合いを尊重し、ヤングケアラー等の意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、孤立することのないよう、市、関係機関及び学校の連携及び協力の下、その家族の支援と一体的に行われ、かつ、地域全体で支え合うよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、市民等、関係機関及び学校と連携を図らなければならない。

3 市は、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、ヤングケアラーに関する情報を集約し、関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じて支援を行わなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、児童の最善の利益を考慮し、当該ヤングケアラーの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、市、関係機関及び学校に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーの置かれている状況及びヤングケアラー等の支援の必要性について理解と関心を深めるよう努めるとともに、ヤングケアラー等に配慮した地域づくりに努めるものとする。

2 市民等は、ヤングケアラー等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、業務を通じて日常的にヤングケアラー等に関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握

に努めるものとする。

- 3 関係機関は、ヤングケアラーと同居する家族に対して福祉サービス等を提供する場合において、家族への世話その他の援助に係るヤングケアラーの負担等に十分配慮するよう努めるものとする。
- 4 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラー等に対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーが学校生活等に影響する可能性があることを常に認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 2 学校は、前条第4項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(ヤングケアラーの支援)

第9条 市は、全てのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) ヤングケアラーにいち早く気付き、必要な支援につなげるための指針の策定に関する事。
- (2) 早めの気付き、相談及び支援に係る体制の整備並びにその周知に関する事。
- (3) ヤングケアラー等の支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する事。
- (4) 交流の場の提供その他ヤングケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ヤングケアラー等の支援のために必要な事項に関すること。

(広報及び啓発)

第10条 市は、ヤングケアラーが置かれている状況についての理解及びヤングケアラー等の支援に関する知識が深まり、社会全体としてヤングケアラー等の支援が推進されるよう、保護者、市民等、関係機関及び学校に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

2 市は、ヤングケアラーにその自覚がない等の事情により、ヤングケアラーの存在が表面化しづらい傾向にあることに鑑み、ヤングケアラーに気付くことができるよう、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて広報活動その他の普及啓発を行うものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、ヤングケアラー等の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、市、関係機関及び学校の職員の資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めるものとする。

(実態の把握)

第12条 市は、ヤングケアラー等に対する有効な支援につなげるため、ヤングケアラーにいち早く気付き、関係機関と連携して実態の把握に努めるものとする。

(体制の整備)

第13条 市は、ヤングケアラー等、市民等、関係機関及び学校からのヤングケアラーに関する相談に応じ、必要な支援につなげるための連携体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を推進するため、必要な

財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

ヤングケアラーの支援について基本理念を定め、市の責務や関係機関等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラーの支援を総合的に推進するため、本条例を制定する。

議案第 24 号

苫小牧市子どもを虐待から守る条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

苫小牧市子どもを虐待から守る条例（令和 2 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「子ども家庭総合支援拠点」を「こども家庭センター」に、「拠点を」を「施設を」に改める。

第 8 条第 3 項中「子ども家庭総合支援拠点」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正に伴い、条例で定める子ども家庭総合支援拠点を廃止するとともに、当該拠点及び子育て世代包括支援センターの機能を一体化したこども家庭センターを新たに設置するため、関係規定を整備する。

議案第25号

苫小牧市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

苫小牧市乳幼児等医療費助成条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

苫小牧市子育て支援医療費助成条例

第1条中「乳幼児等に対し」を「子どもの」に改め、「により、」の次に「子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの」を加え、「寄与するとともに」を「寄与し、併せて」に改める。

第2条第1号中「乳幼児等」を「子ども」に、「15歳」を「18歳」に改め、同条第4号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同条第4号を削る。

第5条第1項中「（6歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の苫小牧市子育て支援医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表1の1の項中「苫小牧市乳幼児等医療費助成条例」を「苫小牧市子育て支援医療費助成条例」に、「乳幼児等に」を「子どもに」に改める。

別表2の1の項及び3の項中「乳幼児等医療費関係情報」を「子育て支援医療費関係情報」に改め、同表の14の項中「苫小牧市乳幼児等医療費助成条例」を「苫小牧市子育て支援医療費助成条例」に、「乳幼児等に」を「子どもに」に改め、同表の15の項及び17の項中「乳幼児等医療費関係情報」を「子育て支援医療費関係情報」に改め、同表備考第7号中「乳幼児等医療費関係情報」を「子育て支援医療費関係情報」に、「苫小牧市乳幼児等医療費助成条例」を「苫小牧市子育て支援医療費助成条例」に、「乳幼児等に」を「子どもに」に改める。

理 由

医療費助成の対象を高校生世代の入院及び通院まで拡大するとともに、所得制限を撤廃するため、関係規定を整備する。

議案第26号

苫小牧市介護保険条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市介護保険条例の一部を改正する条例

苫小牧市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 31,500円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 47,500円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,400円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,400円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,200円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,200円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,100円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 117,900円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 131,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 145,700円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 159,600円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 166,500円

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「19,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「19,700円」に、「35,300円」を「33,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「19,700円」に、「49,500円」を「47,500円」に改める。

第9条第3項中「第39条第1項第1号から第5号まで又は第7条第6号から第11号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 令第38条第1項第1号イ、ロ又はニに規定する者（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。）
- (2) 令第38条第1項第2号ロに規定する者
- (3) 令第38条第1項第3号ロに規定する者
- (4) 令第38条第1項第4号ロに規定する者
- (5) 令第38条第1項第5号ロに規定する者
- (6) 令第38条第1項第6号ロに規定する者
- (7) 令第38条第1項第7号ロに規定する者
- (8) 令第38条第1項第8号ロに規定する者
- (9) 令第38条第1項第9号ロに規定する者
- (10) 令第38条第1項第10号ロに規定する者
- (11) 令第38条第1項第11号ロに規定する者
- (12) 令第38条第1項第12号ロに規定する者

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市介護保険条例第7条及び第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を改定する等のため、関係規定を整備する。

議案第 27 号

苫小牧市道路占用料徴収条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

苫小牧市道路占用料徴収条例（平成 8 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「510 円」を「570 円」に、「790 円」を「870 円」に、「1,100 円」を「1,200 円」に、「460 円」を「510 円」に、「730 円」を「810 円」に、「1,000 円」を「1,100 円」に、「46 円」を「51 円」に、「450 円」を「490 円」に、「270 円」を「300 円」に、「910 円」を「1,000 円」に、「380 円」を「420 円」に、「1,900 円」を「1,800 円」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「19 円」を「21 円」に、「27 円」を「30 円」に、「41 円」を「45 円」に、「55 円」を「61 円」に、「82 円」を「91 円」に、「110 円」を「120 円」に、「190 円」を「210 円」に、「270 円」を「300 円」に、「550 円」を「610 円」に改め、同表中

「 法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートル	910 円
--	------------------	-------

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	ルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930円
	地下に設ける通路			560円
	その他のもの			910円

を

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		10円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	810円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円	
		地下に設けるもの		300円	
	その他のもの			1,000円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	

に改め、

設	もの	を乗じて得た額
		Aに0.007を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	900円
	上空に設ける通路	540円
	地下に設ける通路	1,000円
その他のもの		

同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「19円」を「18円」に、「190円」を「180円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「190円」を「180円」に、「1,900円」を「1,800円」に、「730円」を「810円」に、「19円」を「18円」に、「930円」を「900円」に改

め、同表中	910円	を	1,000円	に、
	Aに0.033を乗じて得た額		Aに0.031を乗じて得た額	
	190円		180円	
	91円		100円	
	Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.012を乗じて得た額	
	Aに0.023を乗じて得た額		Aに0.017を乗じて得た額	
	Aに0.033を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額	
	Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.015を乗じて得た額	
	Aに0.012を乗じて得た額		Aに0.011を乗じて得た額	
	Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.015を乗じて得た額	

Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額

Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額

その他	その他の物件又は施設	市長が定める額	を
-----	------------	---------	---

政令第7条第12号に掲げる器具	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	に改
その他	その他の物件又は施設	市長が定める額	

める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

理 由

道路法施行令の改正に準じ、道路の占用料の額を改定する等のため、関係規定を整備する。

議案第 28 号

苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 11 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「34, 200円」を「41, 580円」に、「6, 400円」を「7, 810円」に、「3, 200円」を「3, 850円」に、「9, 500円」を「11, 550円」に改め、「得た額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

別表(2)の表（備考を除く。）を次のように改める。

(2) 土地占用料（年額）

区分	単位	単価及び算出方法
鉱泉地	1 平方メートル	類似の土地の価格に 100 分の 6 を乗じて得た額（1 月未満の占用にあつては、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額）
工作物の伴う敷地（外径が 0.4 メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）		近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格に 100 分の 6 を乗じて得た額（1 月未満の占用にあつては、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額）（その額が 20 円に満たない場合にあつては、20

			円)
工作物の伴わない敷地			近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の5を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)
農耕用敷地			近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき苫小牧市農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がなかったときは、類似の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して市長が定める額(1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)
採草及び放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)
鉄道及び軌道用敷地			1月以上の占有 80円 1月未満の占有 88円
管(外径が0.4メートル未満のものに限る。)の埋設	0.07メートル未満のもの	1メートル	1月以上の占有 21円 1月未満の占有 23円10銭
	0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		1月以上の占有 30円 1月未満の占有 33円
	0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		1月以上の占有 45円 1月未満の占有 49円50銭
	0.15メートル以上		1月以上の占有 61円 1月未満の占有 67円10銭

	0. 2メートル未満のもの		
	0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの		1月以上の占有 91円 1月未満の占有 100円10銭
	0. 3メートル以上のもの		1月以上の占有 120円 1月未満の占有 132円
第1種電柱		1本	1月以上の占有 570円 1月未満の占有 627円
第2種電柱			1月以上の占有 870円 1月未満の占有 957円
第3種電柱			1月以上の占有 1,200円 1月未満の占有 1,320円
第1種電話柱			1月以上の占有 510円 1月未満の占有 561円
第2種電話柱			1月以上の占有 810円 1月未満の占有 891円
第3種電話柱			1月以上の占有 1,100円 1月未満の占有 1,210円
その他の柱類			1月以上の占有 51円 1月未満の占有 56円10銭
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1月以上の占有 5円 1月未満の占有 5円50銭
鉄塔		1基	1月以上の占有 1,000円 1月未満の占有 1,100円

別表(2)の表備考第2項中「計算する」を「計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する」に改める。

別表(3)の表（備考を除く。）中「130円」を「143円」に、「160円」を「176円」に、「210円」を「231円」に、「890円」を「979円」

に、「50円」を「55円」に、「100円」を「110円」に、「60円」を「66円」に、「70円」を「77円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の流水の占用、土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石等採取料（以下「流水占用料等」という。）について適用し、同日前の流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

理 由

北海道の河川法施行条例の改正に準じ、準用河川の流水占用料、土地占用料及び土石等採取料の額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 29 号

苫小牧市普通河川管理条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市普通河川管理条例の一部を改正する条例

苫小牧市普通河川管理条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「34, 200円」を「41, 580円」に、「6, 400円」を「7, 810円」に、「3, 200円」を「3, 850円」に、「9, 500円」を「11, 550円」に改め、「得た額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

別表(2)の表（備考を除く。）を次のように改める。

(2) 土地占用料（年額）

区分	単位	単価及び算出方法
鉱泉地	1 平方メートル	類似の土地の価格に 100 分の 6 を乗じて得た額（1 月未満の占用にあつては、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額）
工作物の伴う敷地（外径が 0.4 メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）		近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格に 100 分の 6 を乗じて得た額（1 月未満の占用にあつては、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額）（その額が 20 円に満たない場合にあつては、20

			円)
工作物の伴わない敷地			近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の5を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)
農耕用敷地			近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき苫小牧市農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がなかったときは、類似の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して市長が定める額(1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)
採草及び放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)
鉄道及び軌道用敷地			1月以上の占有 80円 1月未満の占有 88円
管(外径が0.4メートル未満のものに限る。)の埋設	0.07メートル未満のもの	1メートル	1月以上の占有 21円 1月未満の占有 23円10銭
	0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		1月以上の占有 30円 1月未満の占有 33円
	0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		1月以上の占有 45円 1月未満の占有 49円50銭
	0.15メートル以上		1月以上の占有 61円 1月未満の占有 67円10銭

	0. 2メートル未満のもの		
	0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの		1月以上の占用 91円 1月未満の占用 100円10銭
	0. 3メートル以上のもの		1月以上の占用 120円 1月未満の占用 132円
第1種電柱		1本	1月以上の占用 570円 1月未満の占用 627円
第2種電柱			1月以上の占用 870円 1月未満の占用 957円
第3種電柱			1月以上の占用 1,200円 1月未満の占用 1,320円
第1種電話柱			1月以上の占用 510円 1月未満の占用 561円
第2種電話柱			1月以上の占用 810円 1月未満の占用 891円
第3種電話柱			1月以上の占用 1,100円 1月未満の占用 1,210円
その他の柱類			1月以上の占用 51円 1月未満の占用 56円10銭
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1月以上の占用 5円 1月未満の占用 5円50銭
鉄塔		1基	1月以上の占用 1,000円 1月未満の占用 1,100円

別表(2)の表備考第2項中「計算する」を「計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する」に改める。

別表(3)の表（備考を除く。）中「130円」を「143円」に、「160円」を「176円」に、「210円」を「231円」に、「890円」を「979円」

に、「50円」を「55円」に、「100円」を「110円」に、「60円」を「66円」に、「70円」を「77円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市普通河川管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の流水の占用、土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石等採取料（以下「流水占用料等」という。）について適用し、同日前の流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

理 由

北海道の河川法施行条例の改正に準じ、普通河川の流水占用料、土地占用料及び土石等採取料の額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第30号

苫小牧市都市公園条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市都市公園条例の一部を改正する条例

苫小牧市都市公園条例（昭和53年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1法第6条第1項又は第3項の許可の項中

510円
790円
1,100円
460円
730円
1,000円
5円
3円
270円
910円
19円

570円
870円
1,200円
510円
810円
1,100円
5円
3円
300円
1,000円
21円

27円
41円
55円
82円
110円
190円
270円
550円
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
560円
910円
910円
190円
91円
730円

を

30円
45円
61円
91円
120円
210円
300円
610円
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
540円
1,000円
1,000円
180円
100円
810円

に改め、同表第2条

第1項又は第2項の許可の項中「19円」を「18円」に、「190円」を「180円」に、「1,944円」を「2,080円」に、「972円」を「1,040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市都市公園条例別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後の占有又は行為に係る使用料について適用し、同日前の占有又は行為に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

公園の占有等に係る使用料の額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 3 1 号

苫小牧市建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 4 3 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項中「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部にあつては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を 1 時間準耐火構造」に改める。

第 5 8 条の 2 第 1 項中「第 1 0 8 条の 3 第 3 項」を「第 1 0 8 条の 4 第 3 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 8 条の 3 第 4 項」を「第 1 0 8 条の 4 第 4 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 5 8 条の 6 を第 5 8 条の 7 とし、第 5 8 条の 5 を第 5 8 条の 6 とし、第 5 8 条の 4 を第 5 8 条の 5 とする。

第 5 8 条の 3 中「（令第 1 2 8 条の 4 第 4 項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条において同じ。）」を削り、同条を第 5 8 条の 4 とし、第 5 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例）

第58条の3 令第128条の7第1項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については、第23条第1項及び第2項（令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第58条の5において同じ。）の規定は、適用しない。

別表5法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の項の次に次のように加える。

令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の法第43条第1項の適用除外に係る範囲の認定	1件につき 48,500円
令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の法第44条第1項の適用除外に係る範囲の認定	1件につき 48,500円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に鑑み、防火に関する規制の合理化の措置を講じる等のため、関係規定を整備する。

議案第 3 2 号

苫小牧市水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市水道事業給水条例の一部を改正する条例

苫小牧市水道事業給水条例（昭和 3 5 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

水道法の改正に伴い、給水装置工事の施行に関する基準を定める権限が厚生労働省から国土交通省に移管されたため、関係規定を整備する。

議案第 33 号

苫小牧市消防関係手数料条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

苫小牧市消防関係手数料条例（平成 12 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「者、」を「者及び」に改め、「及び燃焼器具取付掃除（整備）業承認証の交付又は再交付の申請をする者」を削る。

別表の 3 の項中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に、「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に、「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に、「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に、「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に、「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に、「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に、「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改め、同表の 19 の項及び 20 の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市消防関係手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は届出に係る手数料について適用し、同日前の申請

又は届出に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、貯蔵所の設置の許可に係る手数料の額を引き上げるため、関係規定を整備する。